【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年４月27日
【会社名】	株式会社　東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長　綱川　智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目１番１号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長　小野田　貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目１番１号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長　小野田　貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝キヤリア空調(中国)有限公司(以下「TCAC」)に対して申立てられていた仲裁が和解によって解決したため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名　称　東芝キヤリア空調(中国)有限公司
住　所　Building1, No.60, 21st Avenue, and Floor 2, Building 3, No.235, 23rd Avenue, Baiyang Street, Hangzhou Economic and Technological Development Area, Zhejiang Province, China
代表者　山下　哲司　総経理

(2) 当該仲裁の申立てがあった年月日等

仲裁申立日　2018年２月10日(中国現地時間)
送達日　　2018年４月３日(中国現地時間)

(3) 当該仲裁を申立てた者の氏名及び住所

氏　名　李　龍琴(以下「申立人」)
住　所　中国　陝西省

(4) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

申立人は、TCACから雇用されなかったことを不服として、TCACとの雇用関係の有無の確認を求め、雇用関係が有ると認められた場合に申立人が受け取ることができたとされる給与154元及び社会保険費用をTCACに対して請求していました。

(5) 当該仲裁の解決があった年月日、解決の内容及び損害賠償支払金額

①解決があった年月日

2018年４月25日(中国現地時間)

②解決の内容及び損害賠償支払金額

TCACは、2018年６月25日までに、和解金として100,000元を支払い、申立人はそれ以外の請求をしないことで和解しました。

以　上